

独立行政法人気象研究所法案 新旧対照条文目次

附則関係

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）（附則第十条関係）	1
国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）（附則第十一条関係）	2
雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）（附則第十二条関係）	3

改 正 案	現 行
<p>（土地又は水面の立入り）</p> <p>第三十八条（略）</p> <p>2 気象庁長官は、緊急その他やむを得ない必要がある場合においては、<u>独立行政法人気象研究所（以下この条及び第四十二条において「研究所」という。）に、前項の規定による立入りを行わせることができる。</u></p> <p>3 気象庁長官は、前項の規定により研究所に立入りを行わせる場合には、<u>研究所に対し、当該立入りの場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。</u></p> <p>4 気象庁長官は、<u>第一項の規定による立入りによりその職員又は研究所に宅地又は垣、さく等で囲まれた土地若しくは水面に立ち入らせる場合においては、あらかじめその旨をその所有者、占有者又は占用者に通知しなければならない。ただし、これらの者に対し、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。</u></p> <p>（身分証票）</p> <p>第四十二条 第三十八条、第三十九条又は前条第四項から第六項までの規定により当該業務に従事する職員又は研究所の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p>	<p>（土地又は水面の立入）</p> <p>第三十八条（略）</p> <p>2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地若しくは水面に立ち入らせる場合においては、あらかじめその旨をその所有者、占有者又は占用者に通知しなければならない。但し、これらの者に対し、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>（身分証票）</p> <p>第四十二条 第三十八条、第三十九条又は前条第四項から第六項までの規定により当該業務に従事する職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p>

○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第三（第二百二十四条の三関係）			
(略)	名 称	(略)	根 拠 法
独立行政法人気象研究所		独立行政法人気象研究所法（平成二十年法律第 号）	
別表第三（第二百二十四条の三関係）			
(略)	名 称	(略)	根 拠 法

○雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行									
<p>第四条 船員保険法の一部を次のように改正する。 （中略） 別表第一を次のように改める。 別表第一（第二条関係）</p>											
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名 称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">根 拠 法</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">独立行政法人気象研究所</td> <td style="text-align: center;">独立行政法人気象研究所法（平成二十年法律第 号）</td> </tr> </table>	名 称	根 拠 法	(略)	(略)	独立行政法人気象研究所	独立行政法人気象研究所法（平成二十年法律第 号）	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名 称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">根 拠 法</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	名 称	根 拠 法	(略)	(略)
名 称	根 拠 法										
(略)	(略)										
独立行政法人気象研究所	独立行政法人気象研究所法（平成二十年法律第 号）										
名 称	根 拠 法										
(略)	(略)										
<p>第四条 船員保険法の一部を次のように改正する。 （中略） 別表第一を次のように改める。 別表第一（第二条関係）</p>											
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名 称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">根 拠 法</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	名 称	根 拠 法	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">名 称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">根 拠 法</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	名 称	根 拠 法	(略)	(略)		
名 称	根 拠 法										
(略)	(略)										
名 称	根 拠 法										
(略)	(略)										